

## 配偶者控除・配偶者特別控除等の改正について

### はじめに

就業調整を意識しなくても済む仕組みを作り上げる観点から、平成 30 年分以後の所得税について、配偶者控除・配偶者特別控除等の見直しが行われました。

### 配偶者控除について

#### 【改正前】

| 配偶者の合計所得金額 |                | 配偶者控除額 |
|------------|----------------|--------|
| 38 万円以下    | 配偶者が 70 歳以上の場合 | 48 万円  |
|            | 配偶者が 70 歳未満の場合 | 38 万円  |

- ◆ 配偶者の合計所得金額が、38 万円以下であれば控除の対象となります。
- ◆ 納税者本人の合計所得金額に関わらず、定額の控除となります。
- ◆ 納税者本人の合計所得金額が、1,000 万円を超えていても控除を受けることができます。
- ◆ 配偶者の年齢が 70 歳以上か 70 歳未満で控除額が違います。

#### 【改正後】

| 配偶者の合計所得金額 |                | 配偶者控除額       |          |           |          |
|------------|----------------|--------------|----------|-----------|----------|
|            |                | 納税者本人の合計所得金額 |          |           |          |
|            |                | 900 万円以下     | 950 万円以下 | 1000 万円以下 | 1000 万円超 |
| 38 万円以下    | 配偶者が 70 歳以上の場合 | 48 万円        | 38 万円    | 16 万円     | 控除無し     |
|            | 配偶者が 70 歳未満の場合 | 38 万円        | 26 万円    | 13 万円     |          |

- ◆ 配偶者の合計所得金額が 38 万円以下ということは、改正前と変わりません。
- ◆ 納税者本人の合計所得金額に多寡により、控除額が変わります。
- ◆ 納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、控除を受けることができません。
- ◆ 配偶者の年齢が 70 歳以上か 70 歳未満で控除額が違います。

《例》 納税者本人の合計所得金額が 930 万円で、配偶者が 71 歳の場合の配偶者控除の金額  
⇒ 38 万円

## 配偶者特別控除について

### 【改正前】

| 配偶者の合計所得金額    | 配偶者特別控除額 |
|---------------|----------|
| 38万円超 40万円未満  | 38万円     |
| 40万円以上 45万円未満 | 36万円     |
| 45万円以上 50万円未満 | 31万円     |
| 50万円以上 55万円未満 | 26万円     |
| 55万円以上 60万円未満 | 21万円     |
| 60万円以上 65万円未満 | 16万円     |
| 65万円以上 70万円未満 | 11万円     |
| 70万円以上 75万円未満 | 6万円      |
| 75万円以上 76万円未満 | 3万円      |
| 76万円以上        | 0円       |

- ◆ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除を受けることができません。
- ◆ 配偶者の合計所得金額が38万円超、76万円未満である場合は、その合計所得金額に応じて、上記表に掲げる金額の配偶者特別控除を受けることができます。

### 【改正後】

| 配偶者の合計所得金額     | 配偶者特別控除額     |         |          |         |
|----------------|--------------|---------|----------|---------|
|                | 納税者本人の合計所得金額 |         |          |         |
|                | 900万円以下      | 950万円以下 | 1000万円以下 | 1000万円超 |
| 38万円超～85万円以下   | 38万円         | 26万円    | 13万円     | 控除無し    |
| 85万円超～90万円以下   | 36万円         | 24万円    | 12万円     |         |
| 90万円超～95万円以下   | 31万円         | 21万円    | 11万円     |         |
| 95万円超～100万円以下  | 26万円         | 18万円    | 9万円      |         |
| 100万円超～105万円以下 | 21万円         | 14万円    | 7万円      |         |
| 105万円超～110万円以下 | 16万円         | 11万円    | 6万円      |         |
| 110万円超～115万円以下 | 11万円         | 8万円     | 4万円      |         |
| 115万円超～120万円以下 | 6万円          | 4万円     | 2万円      |         |
| 120万円超～123万円以下 | 3万円          | 2万円     | 1万円      |         |
| 123万円超         | 控除無し         |         |          |         |

- ◆ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超、123万円未満とし、納税者本人の合計所得金額により控除額が変わることとされました。
- ◆ 改正前と同様に、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除は受けられません。

《例》 納税者本人の合計所得金額が930万円で、配偶者の合計所得金額が108万円の場合  
⇒ 11万円

## 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備について

上記、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について、その記載事項の見直し等が講じられました。

### 主な変更点

- 1 給与所得の源泉徴収税額表（月額表・日額表）又は賞与に対する源泉徴収税額の算出率表で、甲欄を適用する場合の「扶養親族の数」は以下のように変わりました。

【改正前】 「控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」の数

【改正後】 「源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」の数

※「源泉控除対象配偶者」とは、合計所得金額が900万円以下である居住者の配偶者で、その居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）

の  
うち、合計所得金額が85万円以下である者をいいます。

- 2 給与等に係る源泉徴収に当たり、配偶者に関して、納税者本人の所得金額の要件（合計所得金額が900万円以下）が加わるほか、配偶者特別控除の最高控除額の適用対象者（配偶者の合計所得金額が85万円以下）が考慮されることとなります。

【参考】 納税者本人及び配偶者の所得が、給与所得だけの場合

| 配偶者の給与の収入金額    |       | 納税者本人の給与の収入金額 |          |          |         | 控除区分    |
|----------------|-------|---------------|----------|----------|---------|---------|
|                |       | 1120万円以下      | 1170万円以下 | 1220万円以下 | 1220万円超 |         |
| 103万円以下        | 70歳以上 | 48万円          | 38万円     | 16万円     | 控除なし    | 配偶者控除   |
|                | 70歳未満 | 38万円          | 26万円     | 13万円     |         |         |
| 103万円超～150万円以下 |       | 38万円          | 26万円     | 13万円     | 控除なし    | 配偶者特別控除 |
| 150万円超～155万円以下 |       | 36万円          | 24万円     | 12万円     |         |         |
| 155万円超～160万円以下 |       | 31万円          | 21万円     | 11万円     |         |         |
| 160万円超～167万円以下 |       | 26万円          | 18万円     | 9万円      |         |         |
| 167万円超～175万円以下 |       | 21万円          | 14万円     | 7万円      |         |         |
| 175万円超～183万円以下 |       | 16万円          | 11万円     | 6万円      |         |         |
| 183万円超～190万円以下 |       | 11万円          | 8万円      | 4万円      |         |         |
| 190万円超～197万円以下 |       | 6万円           | 4万円      | 2万円      |         |         |
| 197万円超～201万円以下 |       | 3万円           | 2万円      | 1万円      |         |         |
| 201万円超         |       | 控除なし          |          |          |         |         |